

中共党内抗争と民主主義

——蔡和森の主張とその失脚の意味

江 田 憲 治

| | |
|-----------------------------|-----|
| はじめに——中国共産党史における蔡和森の位置…………… | 211 |
| Ⅰ 順直臨時省委成立をめぐる紛糾 | |
| ——「順直問題」の第1幕…………… | 214 |
| Ⅱ 蔡和森の順直省委指導と彭述之批判 | |
| ——「順直問題」の第2幕…………… | 218 |
| Ⅲ 陳潭秋・劉少奇の順直省委指導と蔡和森批判 | |
| ——「順直問題」の第3幕…………… | 229 |
| おわりに——「順直問題」のエピローグと蔡和森の | |
| 「党内民主」理解の射程…………… | 234 |

はじめに——中国共産党史における蔡和森の位置

本書のテーマである「20世紀中国の社会システム」とは、言うまでもなくさまざまな分野からのアプローチが可能な課題だが、世紀の初頭、所謂「半植民地」状態におちいていた国家を、どのような政治体制によって再建するか、そこでどのような民主主義を確立するかが重要なテーマであったことは否定できない。将来の国家を君主立憲制とするか、あるいは共和国とするかについての、梁啓超ら保皇派と孫文ら革命派との間の大規模な論争（1905-07年）は、その例証であろう⁽¹⁾。そして、辛亥革命の結果、アジア最初の共和国＝中華民国が成立すると、この共和国は政治的基軸として約法と国会をつくり上げた。それらは洪憲帝制で一時的な中断をへたものの、孫文が「護法」のスローガンをかけ、広州政権を樹立し、段祺瑞が新国会を招集し、曹錕が「賄選」で大総統に就任したことに見られるように、中華民国の基軸でありつづけた。彼らはこれらを形式的にせよ権力構造

に包摂することによって、政権の確立を図ったのである。

しかし、1919年に結成された中国国民党と1921年に正式に成立した中国共産党は、別の立場をとることになる。両党は、党の外の中華民国の基軸（約法・国会）に政治権力獲得の根拠を求めるのではなく、これを自らの政治理念の正しさに求めた。中国国民党にとっては三民主義、共産党にとっては、マルクス主義である。こうした観点の帰結として、国民党からは「以党治国」が、共産党からは「プロレタリア独裁」（あるいは人民民主独裁）が表明されることになるのであるが、それらはともに、「党」が「国家」を指導する権能を持つという点で、同一の指向性を有していた。政権を握ったこの二つの党は、「民主主義」を標榜しつつも、人民の政策決定を代行したのである。ならば、「党」における意志決定、そのシステムこそが、実は、「国家」における政治的民主主義の質を決定することになる⁽²⁾。

そして、党における意志決定のシステムは、両党が成長をとげながら提携関係を結び（国共合作）、分裂・内戦にいたる時期に、党内抗争の過程で模索と変容をへて独自のものとして確立されていくのである。

このように見れば、第一次国共合作期（国民革命期）における中国共産党の意志決定のあり方は、20世紀中国社会の政治システムを考える上での、重要な環と考えることができよう。そこで、本論文は、中国共産党の初期指導者であり、理論家・宣伝家として評価されてきた蔡和森（1895-1930）の1927年から28年の行動を辿り、そのことによって、中国共産党の党内民主主義の実態（少なくともその一端）の解明をめざすものである。

なお、蔡和森に対する中国研究者の評価は、1970年代末から80年代初めにかけて3種類の文集が刊行されたことに見られるように総じて高い。たとえば百科辞書的な『中国共産党通志』（1997年）は、彼が毛沢東と新民学会を組織し、留仏勤工儉学運動に取り組み、フランスでマルクス主義を受容して毛に建党を提起したこと、周恩来らとともに中国共産党の源流の一つを形成したこと、中共機関誌『嚮導』の編集長として活躍し（1922-1925年）、中共第5回全国代表大会では、「陳独秀の右傾投降主義の誤りと戦った」こと、そして第6回全国代表大会（1928年6-7月）で革命の不平等性と武装割拠の議論を展開したことなどを、肯定的な筆致で述べている⁽³⁾。

しかし、こうした高い評価にもかかわらず、従来の研究は、蔡和森が中共の第6回全国代表大会後、政治局常務委員・宣伝部長に任じ、旧指導者（陳独秀と瞿秋白）の革命論を糾弾する論文⁽⁴⁾を執筆したことの重要性に必ずしも十分な注意をはらっていない。この点を指摘するのは、レーニン以来のマルクス主義政党の「伝統」を継承した中共党にあって、党指導者には理論家の資質が求められ、あるいはそれを標榜することが必須であり（「毛沢東思想」や「鄧小平理論」の公式化のように）、蔡和森は、実質的な党指導者の資格を持

つ「理論家」であったからであり、陳独秀と瞿秋白をともに批判する論文の執筆は、そのことをよく示していると考えられるからである。事実、鄭超麟（中央機関誌『布爾塞維克』編集に従事）は、1928年9月に中共第6回全国代表大会選出の党中央が上海で活動を開始したとき、「権力は宣伝部長蔡和森の手に握られていた」としている⁽⁵⁾。

ところが、こうした党指導者に匹敵する「権力」を有していたはずの彼は、1928年11月、政治局委員と宣伝部長職を解任され、突然失脚するのである⁽⁶⁾。この点について従来の研究は、不十分な指摘を行うにとどめている。たとえば、蔡和森の伝記『蔡和森伝』（1980年）や『中国共産党歴史大辞典』（2001年）は、中央の左傾化した指導者（李立三）が同年7月に彼を職務から解任したとし、『中共党史人物伝』（1982年）も何月のことか明示していないが、同様のことを述べている⁽⁷⁾。また、前述の『中国共産党通志』は、蔡和森は「党内で誤った指導者の打撃を受けた」ことで失脚したとしているのだが、これらは事実の解明を避けているものとしか考えられない。中共中央の文書によれば、実は蔡和森は、「順直問題」とよばれる河北省党組織の混乱の責任を取らされ、政治局委員を解任されたからである。中共6期中央委員会第2回全体会議（1929年6月）の「中央政治局工作報告綱要」は、前述の政治局の処分を追認して次のように述べているのである⁽⁸⁾。

当時の順直問題の内実は、政治的には極端に右傾した日和見主義であった。……組織には濃厚なプチブルの平等観念、極端な民主化の傾向が充満し、個人的な紛糾と経済問題が起こされ、あらゆる同志が工作を離れ、相互不信に陥った。党の指導機関は機能せず、すべての問題を解決できないどころか、紛糾を生み出し拡大する機関と化した。29、以前の和森同志の中央を代表しての〔順直〕巡視は、教育の方法を用いて実際の活動の中で問題を解決できず、逆に個人的な感情と派閥的な偏見に染まっていた。昨年1月の会議で改組された省委も、すべての問題を解決できないどころか、逆に順直党の分裂を促進し、保南〔石家莊・正定・井陘など〕には、第2の省委員会が組織されるにいたったのである。……蔡和森同志を中央政治局委員から解任する。

では、蔡和森が解決に取り組み、それに失敗した「順直問題」とは、具体的には一体どのような問題であったのか。当時の中国共産党の中央と地方の関係はどのようなものだったのか。「極端な民主化」と評された中国共産党の当時の党内民主主義は、一体どのようなものだったのか。こうした問いかけは、20世紀の後半にあって、社会システムを政治の場から強く規定した中国共産党の意志決定のあり方を、その政権獲得以前の視座から検証する試みでもある。

I 順直臨時省委成立をめぐる紛糾——「順直問題」の第1幕——

まず、「順直問題」の舞台である、中国共産党の河北省（当時の行政区画は直隸省と京兆地方）を中心とする組織の状況から見ておこう。中国共産党は、1927年4月の第5回全国大会以前、党中央に直属する地方組織を統一してはいなかった。すなわち、三つ以上の支部がある地域には地方執行委員会が置かれ、地方執行委員会が二つ以上で区執行委員会が置かれたが、区がない地域の地方執行委は中央に直属することになっていた⁽⁹⁾。また、「区」の管轄範囲も、1省から数省までさまざまであった。例えば、1926年後半当時、湖南区委（3714名、26年10月時点）、湖北区委（2500名、26年11月時点）の管轄はそれぞれ湖南・湖北の1省のみ、広東区委委員会（5039名、26年9月時点）は広東・広西・雲南・福建（厦門）を、上海区委委員会（2065名、26年9月時点）は江蘇・浙江と安徽の一部を管轄した。さらに、北方区委委員会（2069名、26年7月時点）のそれは、直隸省・京兆地方と山西省、熱河・綏遠・察哈爾の三特別区におよび、25年10月までは陝西省・河南省、26年10月までは東北三省の組織も属していた⁽¹⁰⁾。

国民革命期、とりわけ1926年から27年にかけての、さまざまなレベルの党組織の増大と党員数の増加（26年10月の1万8526名から27年4月の5万7967名）は、こうした状況の改定と組織的統一を要請した。すなわち、1927年6月1日、中央政治局は第5回全国大会（4月27日-5月9日）の「組織問題決議」⁽¹¹⁾にもとづき、3度目の党規約改正を行い、中央直属の地方組織を省委員会に一本化し、その下に市委や県委を置くことにした。ここに、北方区は直隸省と京兆地方の旧称である順天府の名をとって順直省委員会となり、直隸省と京兆地方（のちの河北省）と熱河・綏遠・察哈爾の三特別区、及び北京・天津を起点とする鉄道工作を管轄することになった。

ところが、この順直省委は、成立当初からたいへんな紛糾に見舞われる。一般に中国共産党史上で、この「順直問題」は、国共が分裂して国民革命が共産党にとっての失敗に終

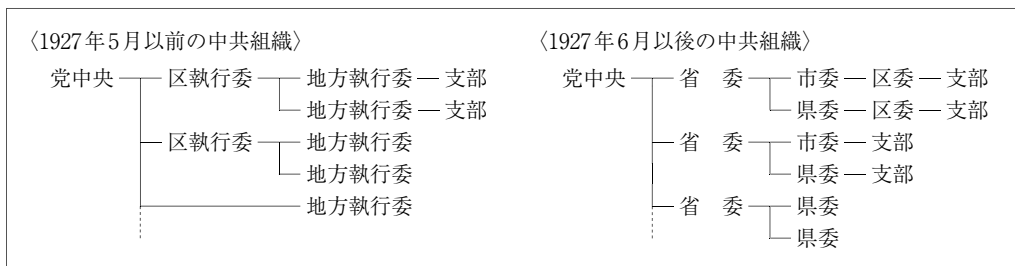


図1 中共第5回全国代表大会における組織変更

わった後の問題として扱われるが、実際の紛糾と混乱は、それ以前に始まるのである。

すなわち、1927年4月6日、順直省委の前身北方区の指導者であった李大釗らがソ連大使館を捜索した奉天軍に逮捕され（同月28日、20名が処刑）、北方区委の活動が停止すると、第5回全国大会参加のため南下していた北方区委の組織部主任陳喬年は、上海から人を派遣し、北京地方委員会に北方区委の職権を代行するよう伝えた⁽¹²⁾。

しかし、この代理区委員会は各地の状況に通曉せず、連絡網も不備であったため、管下の地方組織を指導することはできなかつたとされる。このため、第5回全国大会の終了（5月9日）後、大会代表であった陳為人（元北方区農工部長・職工運動委員会書記⁽¹³⁾）が、「組織を打ち立て、活動を開始せよ〔建設組織、開始工作〕」との党中央の命を受け、武漢から北京に戻った。5月19日、中共中央政治局常務委員会は、北方区委の後継組織として順直省委員会を設立し、彭述之（前政治局委員・宣伝部長）を書記に派遣することを決定している⁽¹⁴⁾から、彼の北上はこの決定を受けてのことと考えられ、だとするとその帰着は5月下旬頃となる。そして陳為人は、第5回全国大会の「組織問題決議」とこの中央常務委の決定にもとづき、順直省委員会の臨時委員会の組織に着手した。ところが、陳為人の臨時省委設立活動は、これをどこに設けるか（具体的には北京か天津か）、という初歩からして躓いた。中央の指示は天津であったが、検討の余地は認められていたし、代理区委＝北京地方委員会の意見は北京であったこともあり、彼はいったん北京設置に傾いた。しかし、天津地方委員会の見解は、天津設置であり、代理区委はそもそも天津に設置されるはずだったとの見解もあったようである。

このため陳は天津の状況を視察し、臨時省委の同地移転が妥当だと判断、これを実行に移し、中央が指名した書記（彭述之）および組織（責任者は劉伯庄）・宣伝（同李季達）・工人部（同陳為人）で臨時省委員会を構成し、彭の到着以前は組織部の責任者劉が代理をつとめる体制を整えた⁽¹⁵⁾。

が、この順直臨時省委の天津移転後に開かれた天津地委の会議に、陳が出席して第5回全国大会につき報告したところ、激しい非難を浴びた。大会に出席していた天津代表たちが、そもそも省委の天津設置は大会ですでに正式決定されていたことではないかと論難し、中央が確定した省委の構成メンバーについても（書記・組織・宣伝以外は未定で、北方帰着後決めることになっていたはずだ）、省委の員数（陳のいう9-13人ではなく9-17人である）、県・区以下の組織構成についても（陳のいう県一区一地方一支部ではなく、県一区一支部である）問題にし、陳為人は中央の命令を「偽造した」とまで非難したのである。

このため、臨時省委の組織部責任者（代理書記）の劉伯庄が収拾に乗り出した。彼は、陳為人と天津地委側の双方が中央の決定として認める劉伯庄、李季達のポストを確定した

上で、旧北方区委に由来する国民運動委員会と農民運動委員会の書記、天津地委の組織部主任（于方舟、楊善枝、傅茂公〔彭真〕）、および陳為人の6名で暫定的な組織をつくり、「現状の維持」につとめた。

そしてまた、劉は陳為人と天津側（第5回全国大会の天津代表の2名と天津地委主席団＝李季達・于方舟・傅茂公）とを集め、互いに「誤解を解く」よう説得した。双方は容易に歩み寄ろうとはしなかったが、議論のすえ、中央から「組織を打ち立て活動を開始せよ」との指示を託されたとする陳の報告を信用し、これを受け入れる、「将来為人が〔中央の指示を〕騙ったと証明されれば、党の規律で処罰できる」ことで一致し、ここによく臨時省委が正式成立（6月中旬）した。陳為人の北京帰着から実に1カ月近くが過ぎていた。しかも、合意できないメンバーの省委参加は当面見送ることになったから、委員は、双方に異論がなかった書記（彭述之）と組織部・宣伝部の責任者（劉伯庄・李季達）と、工人部（職工部）の陳為人だけである⁽¹⁶⁾。双方いずれの主張にせよ9名以上とされていた構成員数からすれば、「合意」の成果は少なかった。

しかも、劉伯庄にはさらなる難関が待ち受けていた。今度は、天津地委全体に臨時省委の構成を承認させねばならなかったのである。ところが、天津地委の会議の前に、メンバー間で議論が広がり、その教宣会議では、「〔偽の命令で成立した〕不当な臨時省委を承認することはできない」「代表大会を開催し、臨時委を組織するべきだ」「代理区〔委〕が通告を出さなかった結果、旧区委がいきなり臨時省委に変更された」のは「間違い」だ、「臨時委員自身が各地の組織の同意を得ることなく、自分で自分の名簿を出して表決にかけるのは不当だ」「活動上臨時省委を設ける必要はない」「天津地委は〔臨時省委の宣伝部長となった〕李季達を省委から引き上げるべきだ」などの「結論」を出した⁽¹⁷⁾。

このため、劉伯庄は、中央委員候補の立場で（つまり順直臨時省委の成立を前提とせず）天津地方委の会議に出席、彼らを説得した。——「陳の報告は、彼が責任をもって中央の命令と声明している以上、疑問を残すにしても受け入れない訳にはいかない。将来事実でないと証明されてからでなければ、〔陳を〕処罰することはできない」、〔臨時省委の〕メンバーは全員中央が決定を委ねたものであり、一部は指定した性質のものだ。代理区委は中央の「組織を打ち立て活動を開始せよ」との命令を遵守し、決定したのである。したがって臨時省委の成立は、中央から見ても、代理区委から見ても根拠があり、非合法と見なして否認することはできない。臨時省委の委員の名簿も、そもそも「〔第5回全国大会〕北方代表団、中央および旧〔北方〕区委代表の審査決定をへている」。臨時委員会が正当とされるなら、これが名簿を審査し提出する権限はある。しかも、「各地〔の組織〕にこれを採択せねばならないと強制しているのではなく、各地には可決と否決の権利があるのだから、これは民主の精神を傷つけるものではない」、「代理区委が、通告を出すことなく

解散しようとしたことは、厳格な意味での組織原則から言えば、誤りである」が、「経験の不足からこうなったのは、同志の大きな誤りではない」、と。これに対し、なおも「〔臨時省委の〕承認には条件がある、その権限を制限するべきだ」という意見が出たが、劉伯庄は、「臨時省委を承認する以上、下級機関が上級組織の権限を制限することはできない」とした。ようやく、この説得が功を奏し、天津地委は、①臨時省委を承認する、②旧代理区委が通告なしに臨時委員会に改変されたことの誤りを認める、③陳為人の報告と第5回全国大会天津代表との食い違いについて、中央が陳の誤りを認めれば、中央に陳の処罰を求める、などで合意した。順直臨時省委が以上の経過を報告しているのが6月27日付であるから、こうした決着は、6月下旬のこの時期にようやく見たのである⁽¹⁸⁾。

この紛糾の発端は、北方区委の壊滅にともなう組織の再建を、第5回全国大会が取り決めた省レベルのものとして実現するにあたって、同じく大会代表でありながら、陳為人と天津代表とがもたらした中央の見解についての理解の齟齬であった。同時にその背景には、旧北方区委の中で2本柱というべき北京地方委員会と天津地方委員会の主導権争いも指摘できよう。前述のように、天津地委側には、代理区委（北京地委）が通告を出すことなく、いきなり臨時省委へと組織替えしたかのように、そして臨時省委の構成員として中央の指名を受けた陳為人・劉伯庄らが、恣意的に臨時省委を構成しようとしたように見えたことが、天津地委側の大きな不満を招いたのであった。

しかし、臨時省委の法的な正当性を指摘、その承認は強制ではなく、各地方組織には「可決と否決の権利があるのだから、これは民主の精神を傷つけるものではない」とし、かつ代理区委の誤りを認めながら、天津地委の説得を試みた劉伯庄の弁は、注目に値する。壊滅—混乱—再建の道を進らざるを得なかった当時の組織状況からすれば、それは現実的にして最大限民主的な意志決定を図ろうとした努力であった。この紛糾の2カ月後、後述する中共中央緊急会議（八・七会議）は、それ以前の中共組織のあり方を、陳独秀の「家父長制」支配として指弾した。このため、当時の組織体質を陳独秀支配下の独裁的なものとする見解は、従来の研究にしばしば見られるのだが、当時の党内文書にもとづく以上の検討は、こうした「通説」への見直しを提示するものである。

とはいえ、順直省委の混乱、いわゆる「順直問題」が本格化するのには、これ以降である。1927年にはじまる中国共産党の大きな路線転換（国共合作から国民党支配に対する武装暴動路線への転換）の時期、地方組織内部の対立、また地方対中央の対立として、解決まで最も長期間を要した「順直問題」は、その端緒を迎えたばかりであった。そして、この党内混乱の中に、彭述之、蔡和森、陳潭秋、劉少奇、周恩来という中共初期党史を代表する多彩な人物が登場することになる。

II 蔡和森の順直省委指導と彭述之批判——「順直問題」の第2幕——

この順直臨時省委の成立をめぐる紛糾ののち、彭述之が着任した。臨時省委は前述の混乱の中で、党中央に、「一番いいのは、〔彭〕述之が早くこちらに来て、あらゆる問題を一刀両断に解決してくれることだ」⁽¹⁹⁾と書き送っているのであるから、少なくとも劉伯庄らは彭述之という大物（前中央政治局委員・宣伝部長、現中央委員）の到着を待ちわびていたように考えられる。彭述之は、恐らく、1927年7月下旬には天津に着き、8月1日、彭述之（書記）と劉伯庄（組織）、陳為人（宣伝）を常務委員とする正規の順直省委（計13名）が天津で成立した⁽²⁰⁾（当時の黨員数は、およそ2600名⁽²¹⁾）。

ところが、わずか10日後の8月11日、中共中央（臨時政治局常務委員会）は、順直省委の書記彭述之を更迭して劉伯庄と交代させ、また省委の上位組織として北方局を組織することを通達した。北方局は、政治局分局として中央の職権を代行し、管下の順直・山東・満洲・山西および内蒙古の省委員会を改組する権能を有しており、同局委員には、現地の彭述之と劉伯庄に加え、蔡和森・王荷波・張昆弟が指名された。書記は労働者出身の王荷波であったが、同局設立の「全権」を与えられ派遣されたのは、同局秘書の蔡和森であった⁽²²⁾。

もちろん、われわれはこの8月1日と11日の間に、中国共産党の路線・方針と権力構造にきわめて大きな変動があったことを知っている。八・七会議——国共合作期の陳独秀指導部を「日和見主義」と糾弾して武装暴動へと路線を転換、瞿秋白（臨時政治局常務委員）が党内権力を掌握した緊急会議（於漢口）である。瞿秋白の新指導部は、この八・七会議の結果を伝達し、その決議案にもとづき「各省党部を整頓」することを北方局に命じたのであり、彭述之の書記更迭は、彼が陳独秀の右腕的存在であったこと、かつて瞿から「日和見主義者」と指弾を浴びたこと⁽²³⁾を背景としていよう（なお、蔡和森と彭述之の個人的関係も、決して良好なものではなかったとされる⁽²⁴⁾）。

そして9月始め北京に到着した蔡和森⁽²⁵⁾らが、最初に着手したのが、「北方局通告第1号」を作成し、これを管下の組織に通達（9月14日以前）して、直隸省委の改組を提起することであった。この文書は、順直における党部が前年の三・一八運動以来大衆闘争を回避し、党組織の発展は閉鎖的なものにとどまっていると指摘し、八・七会議の決議に従って「過去の一切の日和見主義的な習慣を徹底的に除去すること」を主張するものであった。そのためには、「党内討議」を行い、新方針を基準として各同志が指導部の誤りを批判し、党の政策（土地問題や国民党問題、政権問題）について意見を出し合わねばならない。それは、従来「党内生活で大衆の討論と監督がなかった上に、多くの組織に機械的な規律が生

まれ、さらには、上から下へという宗法的な「家長制」あるいはいわゆる「元老制」が隠然と存在することになった結果、日和見主義があちこちで発生した」からである。「各級指導機関は改組にあたって、労農同志がその3分の1を占めなければならない」⁽²⁶⁾。

すなわち、北方局がここで、八・七会議で指弾された旧陳独秀指導部の「家父長制」的党運営とそこから生まれた日和見主義の克服を標榜しつつ、省委を改組しようと提起したことは確かである。そして9月22日から23日にかけて、天津で開かれた北方局拡大会議・順直活動分子会議は、順直省委を改組して、書記劉伯庄を更迭した。書記に選ばれたのは労働者出身の朱錦堂、常務委員は朱と于方舟（組織）、王仲一（工運）、呂職人、楊春霖（農運）、彭述之（宣伝）の体制を採った⁽²⁷⁾。

しかし問題は、蔡和森が、自らが主張した「党内討議」や民主的手続きというよりも、指導権の強行的な制圧を通して、八・七会議以前に順直省委書記に指名されていた彭述之を抑え、自身への権限集中を図ったことにある。

第1に、蔡和森は、北方局を（党中央の決定である天津ではなく）北京に置き、その上で王荷波・蔡和森・張昆弟の3名で北方局の中に常務委員会を組織して（常務委の設置そのものは、中央の指令ではなかったとされる）、事実上北方局の意思決定から劉伯庄と彭述之を排除した⁽²⁸⁾。しかも、北方局書記の王荷波が唐山（9月前半）、唐山・玉田（10月前半）に、もう一人の同局常務委員張昆弟が山東（9月前半）、南口・豊台（10月前半）に派遣される一方で、蔡和森自身は北京に常駐したのであるから⁽²⁹⁾、彼は北方局の運営をかなりの程度、一人で掌握することができた。

また、第2に、蔡和森が主導する北方局は、北方局拡大会議・順直活動分子会議後の9月25日付の中央宛の報告で、「2年来、北方では闘争が少なく、党内で東大〔東方勤労者共産主義者大学〕式の機械的な規律が行われ、指導部が封建化・神聖化し、…また某某が第三党の宣伝を行い、組織を保存し闘争を回避しようとする傾向が指導部で依然大きな力を保っている」と述べたが⁽³⁰⁾、こうした指導部の「封建化・神聖化」、「第三党の宣伝」とは、必ずしも事実ではない。第I章で検討した北方区代理区委—順直臨時省委時期の論争に見るように、順直の指導部内部では、下級組織が上級組織のメンバーを批判することが平然と行われ、これに対して上級組織は、論争と説得を通じて決着を図っていた。これを「封建化・神聖化」した指導部と呼ぶのは、単なる非難のためのレッテル貼りにすぎない。また「第三党の宣伝」も（この段階では明示されていないが、彭述之に帰せられていた）、事実を歪曲した論難であった。

こうして見る限り、蔡和森は北方党組織の中核をなしていた彭述之・劉伯庄らの旧指導

部の権威を否定し、そのことによって、自らの指導権を確立しようとした、それゆえにこれらの論難を行ったと考えられるのである。

そして同時に指摘されねばならないのは、それでも蔡和森は、論難の第1のターゲットであったはずの彭述之を、順直省委から排除できなかったことである。省委常務委員であった劉伯庄は山東へ派遣され、陳為人も、満洲臨時省委へ転出させられた⁽³¹⁾にもかかわらず、彭述之は、順直省委と北方局の構成員としての立場を維持した。このことは、彭述之の北京や天津の党員間における威信（あるいは影響力）の大きさを物語っているのかもしれない。

こうした蔡和森と、彭述之たち順直党幹部との緊張関係にあって、彼らの対立を顕在化させたのが、1927年10月の玉田暴動と北京党部摘発事件である。

後の蔡和森自身の中央宛書簡によれば、10月8日、蔡和森は北京から天津に赴いて順直省委を招集、「土地革命の大暴動は、北方工作の全般的方針であり、現在はこの方針に向けて積極的に準備する。主要には部分的、日常的な闘争をすみやかに発動し労農組織の勢力を回復・発展させ、暴動の必要を宣伝する」と主張した。会議では、暴動の軍事的性質を指摘する見解が出たが、蔡和森は、「われわれの暴動とは、主要には大衆的な性質のものであり」、「日常的で有利な闘争を発動・組織し、大衆を大暴動の方向に向かわせるものだ」と反論している。そして、同月10日には天津から北京にもどって順直省委の会議内容を北京市委に伝達、同市委にも速やかに「小的闘争」を発動するよう促した⁽³²⁾。

しかし、こうした蔡和森の、自分は「部分的・日常的闘争」「小的闘争」を前提とする大衆的暴動準備の方針をとったとする主張は、暴動が失敗に終わった後に述べられており、すべてを事実と見ることはできない。なぜなら、彼の主導下の北方局は10月6日付で「暴動計画」を作成しており、当時の奉天派と山西軍閥との戦事を好機と見て、「三特区〔熱河・綏遠・察哈爾〕、南口、北京・天津、唐山、京東」の6カ所における「土地革命の大衆的大暴動」の準備を提起し、「現在、奉天軍は日々崩壊しており、その時は目前に迫っている」「〔北方の労農大衆は〕客観的に見てもとっくに革命化しており、……彼らを暴動へと扇動することは全く可能である」との判断を下していたからである。また、この計画は、「三特区と京東四県〔玉田・遵化など〕を目的地とし、天津や唐山の暴動が持ちこたえられない時は、一気に三特区に出て熱河北部を保持して外蒙と連絡する。こうすれば、進んでは戦い、退いても守ることができる」と（強気と弱気がないまぜになったものに見えるが）「軍事計画」を述べていた⁽³³⁾。

この北方局暴動計画に応え、順直省委は10月14日に玉田・遵化など5県の組織で京東

特別委員会を組織し、16日には北京・天津・直南・唐山および京東地区で暴動を開始するとの「北方暴動計画」を採択、18日には玉田県の農民部隊が蜂起して、いったんは県城を占領した。ところが、京東特委書記葉善枝は、これを農村に撤退させてしまう（11月上旬、改めて順直省委から組織部長于方舟と楊春霖が遵化県に派遣されて部隊を再編成し、再び玉田県への攻勢を行うが失敗、両名は捕虜となり処刑される）⁽³⁴⁾。

また、これより先の10月10日、北京市委は、革命スローガンなどの標語を市街地のあちこちに貼って回る、所謂「広告暴動」を開始した。しかし、この「広告暴動」は、連絡員がすべての党組織の所在地を承知するようなやり方をとり、ビラ貼り要員にも北京総工会の所在地を知らせていた⁽³⁵⁾。このため連絡員の逮捕から北京市委など諸組織の所在地が当局に暴露された。この結果、10月21（22？）日、北方局・北京市委・北京総工会などが摘発され、王荷波ら数十名が殺害された⁽³⁶⁾。

こうした事態の打開をするため、11月2日、蔡和森は北方局・順直省委の合同会議を開いた。そこでの論争は、彼の立場が弱体化したことを示していた。蔡和森自身によれば、彼がこの合同会議に、「北方局通告第6号」（玉田暴動後の「軍事冒険的傾向および攻城主義的傾向」や、暴動を声高に叫ぶだけで「日常小闘争」を無視する傾向を批判した）の草案を提起したところ、「△△〔述之〕」が「暴動は順直省委がまず提案したものであり、今、奉天派が一時的勝利を占めたからと言って、暴動をやめるべきではない」と反対を表明したのである。彭から見れば、「通告第6号」は、「暴動の取消」を命じるものにほかならなかった。最終的に論点は、失敗した玉田暴動の評価にしぼられたが、この点についても、彭述之の立場は、「前回の玉田失敗の原因は、県城を占領して革命政府を樹立しなかったことにある」とするものだった。これに対し蔡和森は、彭の「攻城主義」を批判し、「前回の誤りは県城を占領し革命委員会を設立しなかったことにあるのではなく、自壊したこと、郷村に深く入って地主土劣を打倒し民団を片づけなかったことにある」と反論したが、彼の議論は功を奏さなかった。会議では「△△〔述之〕」に賛成する雰囲気濃厚であったのである。このため、蔡和森は「北方局通告第6号」の採否を挙手投票にかけることができなかつたし、同通告の文面を「いくぶん柔らかい」ものへと変更することを余儀なくされた⁽³⁷⁾。北方局・順直省委の多数派は、蔡和森を支持していなかったのである。

なお、この合同会議については、彭述之も証言している。——「北方局“第6号通告”」に対し、「順直省委常務委員の全員——〔朱〕錦棠、〔王〕仲一、〔彭〕述之——が反対した。……和森のその草案には、いくらかの日常的な工作が述べられるだけで全く暴動という語を用いず、同時に玉田農民暴動は、県城を攻撃すべきではなかったと批判した。したがって、順直常務委は断固反対した。私は常務委を代表して和森の草案の誤りを指摘した。

……北方の農民が立ち上がればただちに「県城を攻める」のには客観的な原因がある。すなわち、農民が受けている全ての悲惨な苦痛と凶悪な抑圧は、彼らから見ればみな“城”から来ているからなのだ。」⁽³⁸⁾

この北方局・順直省委の合同会議での「敗北」に対し、蔡和森は北方局の「北方の政局とわが党の任務についての決議案」（11月5日）⁽³⁹⁾を起草することで巻き返しに出たように見える。すなわちこの決議案は、北方軍閥の「混戦」状況のもとで、「全北方の土地革命大暴動」の準備（「労農の利益にかかる日常的、部分的な闘争活動」）の重要性を指摘した上で、京東特委や西北特委などに対し、小規模暴動の展開、農民運動と農民軍の拡大などを指令していたが、同時に、新たな問題を提起するものでもあった。すなわち、北京市委の摘発事件に関連して、北京の一部の知識分子のなかに「極端な民主化と紀律を守らない悪弊」が生まれていること、それが「今回の北京市委が破壊された原因である」と指摘したのである。それはやがて本格化する彭述之への個人攻撃の予兆であった。

その後まもなく、蔡和森は、北京・天津を離れて上海に赴き、中共中央臨時政治局拡大会議（11月9-10日）に出席した。中央委員会総会の代替として開かれたこの会議は、瞿秋白の「間断なき革命論」（民主主義革命から「間断なく」社会主義革命が展開されるとする革命論）を含む諸決議を採択し、蜂起・暴動によるソヴィエト権力の樹立を主張したことで知られるが、この会議やその前後の時期、中央が出した決議や指令は、各地方組織や「順直問題」に大きな影響を与えた。すなわち、第1に「最近の組織問題の重要任務決議案」（拡大会議で採択を決議、修正の上11月14日政治局常務委採択）は、各省委に対し、次回の党全国代表大会までに、省の代表大会か省委拡大会議を開き、「徹底的に新しい」各級指導部を形成し、大衆的党活動を「労働者同志」や「貧農同志」が担うことを命じた⁽⁴⁰⁾。

第2に、中央は、北方局の廃止を決めてこれを正式に通達した（南方局と長江局も廃止）⁽⁴¹⁾が、その際、蔡和森は中央巡視員に任命された。複数のメンバーからなる北方局ではなく、蔡和森一人が政治局の職権を代行できることになったのであるから、彼の権限はむしろ強化されたのである。

そして11月下旬と推定される時期、彼は、中共中央に代わって「北方工作決議案」を起草し、中央常務委員会は、12月4日、これを正式に採択した⁽⁴²⁾。この決議案は、北方局の活動が、八・七会議の政策宣伝や党内討議の発展、党組織の改組と労農分子の抜擢、「行動と闘争を回避してきた従来の日和見主義を一掃し、北方労農運動の再生を始め、群衆の大暴動を計画するに至っている」ことなどで大きな成果を上げているとした上で、労働運動における「日常的部分的な労働者の経済闘争」の必要性を説き、農村闘争での単純な県城攻撃を批判しつつ遊撃戦争の意義を強調している。すなわち、蔡和森は、自らが主

導した北方局の活動を自画自賛した上で、その持論を展開しているのである。さらに、同決議案は、「党内の民主化はひきつづき拡大せねばならない」としながらも、「激烈な白色テロの下では、知識分子の極端な民主化の要求は許されない」、「たとえば前回の北京の数名の知識分子の極端な民主化要求、直隸省委と党部の改組反対の騒ぎは、北京党の全面的な破壊をもたらした」と述べ、最後の部分で彭述之に対する糾弾と処分に言及する。

北方局の蔡和森同志の報告によれば、「彭述之同志は第三党部の宣伝をするという過ちを犯し、北方局が直隸省委を改組する企図に反対、最近では暴動について、軍事的投機の傾向がある。また北京の何名かの省委・市委改組に反対する分子も直接間接に彭述之同志の影響下にある……」とのことである。中央は、彭述之同志を即時停職とし、中央巡視員和森同志が直隸省委とともにこの事件を徹底調査して中央に報告することを求め、これを処理することを決議した。

この決議案が述べる「徹底調査」とは、実際には、蔡和森が責任を持つ彭述之に対する「査問」を意味していたであろう。

しかし、この処分の背景にある蔡和森の「報告」とは、実はほとんど根拠のないものであった。彭述之と同じく直隸省委常務委員であった陳為人は、受領スタンプに12月23日の日付がある党中央宛文書で、彭述之の「罪状」について、以下のように述べている。——(1) [1927年9月当時] 彭とわれわれ(劉伯庄・陳為人)は、武漢左派と南京右派に代わる国民党組織をつくり、「北方各省の国民党とその活動を団結させ指導する」ことを構想しただけで、それは鄧演達・譚平山らの第三党のことではないし、第三党の宣伝などしていない。(2) われわれは、弾圧を受けたのちの順直の現状から、新たに労農分子を省委に参加させることは困難と判断し、「省委改組の1、2週間の延期」を提起したことはあるが、討議の結果、「一致して即時改組に賛成している」。(3)北京市の知識分子が市委に反対したというも、実際には、多くのメンバーが反対していた「官僚腐化的分子李北海」を、蔡和森が「北京の中心人物」で「新政策を実行できる」と評価したからであった。「述之同志は何事かに不満であっても、必ず組織や会議で論争を提起した。どうしてそれを、勝手にこの手の混乱に参加したと言えようか」⁽⁴³⁾。

ならば、方針・見解の相違というべき「攻城主義」批判を除けば、彭述之への非難は実は、不合理であり不当なものであった(ただし、前述のように「攻城主義」批判にも、彭述之は反論している)。

この陳為人の書簡が、中央の彭述之問題処理にどれほどの影響を与えたかは明らかでは

ないが、臨時政治局常務委員会の側でも、いったん決めた彭述之処分の変更を考えたことは確かである。すなわち、中共中央の「北方工作決議案」（12月4日）は、彭述之の「即時停職」と蔡和森らによる「徹底調査」を命じていたが、中共中央はその後、蔡和森よりも先に順直に戻っていた彭を上海に召喚した（彭述之は蔡和森の北方帰還と入れ違いで天津を離れた）⁽⁴⁴⁾。さらに、彭述之は翌1928年1月5日の日付で順直省委の組織状況について述べた談話記録を残しており⁽⁴⁵⁾、後述する順直省委第2次改組の方針をめぐって、蔡和森と彭述之が対立したことを蔡自身が述べている⁽⁴⁶⁾から、もう一度順直省委に戻り、省委での発言権を確保していたことが想定される。ならば、蔡和森らによる彭述之への「徹底調査」は行われなかったし、「即時停職」も実行されなかったのである。そして中央は、1927年12月25日になって「順直省委および蔡和森宛書簡」を作成したが、それは順直省委（蔡和森ではなく）と彭述之に詳細な報告の送付を求め、彭に対する処分も、「暫時職務停止とする」と表現を改めるものであった⁽⁴⁷⁾。

この間の12月18日、蔡和森は天津に帰着、翌日には省委常務委員会と会議を開き、省委の第2次改組を決定した⁽⁴⁸⁾。二度にわたって破壊された北京などの組織は未回復であり、多くの外県との連絡も断絶していたため、今回の改組は、天津市委・唐山市委・京東特委だけを母体とするものとなった⁽⁴⁹⁾。省委改組会議の開催日を確定することは困難だが、翌1928年1月7日前後と推定できる⁽⁵⁰⁾。

蔡和森が述べるところによれば、当時彼は順直党組織の現状について、「日和見主義が粛清されていない」ことを問題視していた⁽⁵¹⁾。そこで、党から離れていた労働者の活動家（王藻文ら）の党組織復帰を力説し、同時に旧幹部も残留させながら、省委改組を実行した。この結果、京綏線の労働者であった王藻文が書記に選出され、王と傅茂公〔彭真〕（元天津市委書記）、王仲一（前省委委員）、張金言（京東地区農民運動指導者）、張昆弟（前北方局常務委員）、王徳振（唐山鉞山労働者）、王宗泉（京東地区農民）で常務委員会が構成された⁽⁵²⁾。傅茂公や王仲一、張昆弟のように、以前からの順直組織幹部も選出されているが、その過半数の4名が「労農分子」であった⁽⁵³⁾。

ところが、蔡和森自身の証言によれば、この第2次直隸省委改組の会議の前日に、省委を「下から上へと改組する」ことを求めた「中央の書簡」が到着した⁽⁵⁴⁾。前述の12月25日付「順直省委および蔡和森宛書簡」には、「〔順直省委の改組は〕下級党部の改造ののち、全省代表大会を招集して行うものでなければならぬ」とあるから、彼が受け取った「中央の書簡」とはこれを指していると考えられるが⁽⁵⁵⁾、この文面から蔡和森が読み取ったのは、党中央の「改組会議は暫時延期せよ」との指令であった。しかし、改組会議は実際には招集されており、「下から上への改組」も不可能であった。さらに彼は、中央の彭述

之処分が「暫時職務停止」に変更され、彭の順直省委離任が実現されなかったことに不満を抱き、「中央は動揺していると考えた」⁽⁵⁶⁾。結局彼は中央の指令には従わず、省委改組を準備していた通りに実施した。それは、この改組が彭述之排除の大きなチャンスだったからでもあろう。

したがって、改組会議にあって順直省委が採択した諸決議（蔡和森が起草したとされる⁽⁵⁷⁾）は、彭述之を徹底的に糾弾するものとなっている。

過去の直隸党部指導機関の組織は、全く上から派遣された外来のプチブル知識分子数名の組織である。こうした指導機関は、完全に現地の労働者党员や大衆と関係をもたず、全くはるか高みにあって、天か皇帝のように秘められた宮殿奥深くに坐し、いわゆる「指導」や「教育訓練」の工作を行い、絶対に労働者同志と労働者大衆を信頼せず、すべての労働運動の実際の活動を放棄し、労働者の経済闘争を抑圧かつ排斥し、もっぱら所謂国民運動だけを行うものであった。……この種の組織的な危機は、彭述之の省委時代に極点に達した。北方局がこちらに来て改組したときには、極力こうした危機を打開しようとしたが、しかし前述のあらゆる日和見主義の組織面に残された害毒は、全面的には除かれていない（順直省委「組織問題決議案」⁽⁵⁸⁾）。

彭述之は、組織的政治的な日和見主義の罪悪の首魁である。彼は〔順直に〕来ると第三党を宣伝し、第5回大会に反対し、中央の湖北・湖南における政策は左過ぎで、労働者の利益だけに配慮しプチブルの利益に配慮しなかったので失敗したと宣伝し、ブルジョアジーにはなお革命的な作用がある、と宣伝した。直隸省委では、彼の着任後、組織的かつ政治的な日和見主義と宗法的な積弊が、あらゆる面でいっそうひどくなっていた。北方局がこちらに来たときも、彼は極力改組に反抗した（順直省委「党内問題についての決議」⁽⁵⁹⁾）。

彼は〔北方局による順直省委の〕改組に不満であったので、北京の知識分子の中に反対派を組織し、直隸省委と北京市委の改組に反対し、労働者同志が〔省委・市委に〕参加することに反対し、北京組織が完全に破壊され、28名もの最良の同志が殺害され、数百名以上が逮捕される今回の事態を招いた。直隸改組会議は、彭述之が今回の北京の惨劇の容疑者であり、反対分子段純・劉倍均・熊味根らはその直接間接の指揮下にあったと考える。……

北京大虐殺後、彭述之と段純はまったく悔悟しないどころか、天津組織と同様の手管で北方局に反対し、いたるところで扇動のための宣伝を行った。彭述之は、最近までその日和見主義的な観点を改めていない。……改組会議は、彭述之はもはや党内に

留めるべきではなく、永遠に党籍を剥奪し、彼の前後の罪悪を全党に公表しなければならない、と考える。さらに反動〔的行為〕があれば、特別な処置がなされるべきである（順直省委「党内問題についての決議」⁽⁶⁰⁾）。

ここでいう「特別な処置」とは、おそらく殺害を意味していようが、きびしい糾弾と省委改組によるポスト喪失の結果、彭述之は天津を離れることになる。

なお、順直省委改組会議＝蔡和森の主張として特徴的なのは、彭述之と連動させて党内の日和見主義を論じ、これを時間的にも空間的にも広範囲のものとして捉えていることである。すなわち「党内問題についての決議」は、1926年以降の「党中央の系統的な日和見主義」として「平和的な」農民運動や経済闘争を抑制した都市労働運動の政策、蒋介石への譲歩、上海暴動時の「社会民主党的政策」などの「重大な誤まり」を挙げ、この日和見主義の流れの中に「彭述之主義」を位置づけた上で、この「彭述之主義」は中共党組織に深刻な影響を与えていると論じた。——「〔彭述之の〕宗法的酋長的知識階級の手管は次第に全国的な組織へと注入され、上海の中央から北京・河南にいたるまでの各地に重大な組織的危機が生まれた。この危機は、一貫して発展しつづけ、現在でもまだ解決されていない」。彼は、「彭述之主義」の影響を最大限強調するこうした論法により、党中央をも間接的に批判したことになる（こうした主張の背景に、前述の蔡の「中央への不満」があることは想定可能であろう）。

では、こうした日和見主義克服、その「害毒の除去」のためには、党の組織はどのようなものであらねばならないのか。この点について「組織問題決議案」は、次のように述べている。「1. 断固として日和見主義の指導者および日和見主義化した知識分子を指導部から追放する、2. 躊躇することなく党の各級指導部を最も革命的な労働者同志に引き渡し、責任を持たせる、3. すべての指導部を党員大衆が直接選挙し、直接監督する、4. 党員大衆を絶対的に信頼する……下級機関の責任者は上級機関が委任もしくは指名してはならない」。そして「6. 党員大衆が指導者あるいは指導機関に不満なとき、ただちにこれを更迭あるいは改組すべき」なのである。さらに、同決議案は、「一つの政策を決定するごとに、下級党部と大衆には、これを随時討議・批判し、修正を提起する権利を認める」「活動にあたっている同志と多数の大衆が党の政策と方法に反対なとき、大衆の意見を取り入れ、これらを改めねばならない」⁽⁶¹⁾と述べているのであって、ここに党のヒエラルキーでは「指導」を受ける立場にあったはずの人々、「党員大衆」や活動分子、「下部組織」に、上級指導部に対する異議申し立ての権利が、圧倒的なまでに認められたのである。

もちろん、「組織問題決議案」には「極端な民主化」への反対も表明されているし、「多

数決ののちには、少数は多数に従わねばならない」との条項も見る事ができる⁽⁶²⁾。しかし、こうした活動分子や党員大衆が党指導部の政策を覆せるとすれば、指導部の中の少数派も、「党員大衆」の支持を背景に、多数派中心の意見集約に抵抗できることになる。事実、1928年1月14日に採択された順直省委常務委員会の「工作の注意すべき点」では、常務委員会で明確に意見を述べた上で、自分の意見が採択されなかった常務委員は、下級党部と大衆の討議をもとめることができることになっていた⁽⁶³⁾。前述したように、順直党にあっては、しばしば下部組織が上級組織に抵抗を示してきたが、蔡和森は、これをむしろ日和見主義の排除と党内民主主義の徹底のために、省委の方針として制度化する道を選んだのである。

そして、こうした下部組織・党員大衆や少数派の、指導部に対する異議申し立てを可能にし、さらにそれが紛糾をもたらさないための手段として、蔡和森が提起したのが、党内におけるさまざまなレベルでの成員に公表される党内論争であった。彼は、下級の上級に対する、ある地区の別な地区に対する、そして党員の責任者に対する「批判、監督」の必要性を強調し、党の中で政策や組織にかかわる問題はその大小を問わず、党組織内に公表し、これを「党員大衆の討議にかけ、批判を受けねばならない」⁽⁶⁴⁾、としているのである。

したがって、蔡和森が順直省委第2次改組会議で確立しようとしたのは、下部組織や党員大衆、そして党内少数派の権利を認め、彼らが論争を通して意志決定と組織の構成を図ることができる、徹底した党内民主主義の組織であった。蔡和森の構想をそのまま信じれば、順直党の組織は、「下からのパワー」を梃子とし、新たな性質を持つものとして活性化するはずであった。1920年代の中国共産党は、基本的に会議や機関誌・紙（公然のものや党内のもの）を場とする論争を踏まえ、政策や路線を決定してきたが、蔡和森の主張は、上記の点で、それまでの党内民主主義の水準を乗り越えるものであり、これを地方組織とはいえ党の正式文書（省委決議）で規定しようとしたのも、類例を見ることができない。

なお、第2次改組当時の順直党組織にあっては、彭述之問題以外にも、唐山市委と京東特委が連合して改組前の省委に反対行動をとり、救援対策費の分配をめぐっても紛糾（所謂「経済問題」、後述）が起きていた⁽⁶⁵⁾が、蔡和森は、こうした順直の状況を、党内民主主義を徹底させる新たな組織運営の主張（これをかりに〈大衆的党内民主主義論〉とよぼう）を提起することで乗り越えようとした、と評価することもできよう。事実、蔡和森の巡視員在任中に生まれた地域的フラクションというべき「京東活動同志会」に対する順直省委の態度は、彼が党の原則を守りながら徹底した党内民主主義を志向したことを伺わせるものである⁽⁶⁶⁾。

しかし、蔡和森の「彭述之主義」批判が党中央までも対象とし、その〈大衆的党内民主主義論〉が、党中央の同意なしに提起された以上、それは中央からの批判を免れないものとなる。蔡和森は、改組会議ののち、唐山に赴いて組織訓練工作に約1週間従事して天津にもどったが、彼を待っていたのは、「〔彭〕述之の異動命令は、中央の本意ではない」とし、彼に出頭を命じる、中央からの書簡であった⁽⁶⁷⁾。

これに対し、彼は1928年1月28日付で中央へ書簡を送り、北方局以来の活動や順直省委改組の経緯について報告するとともに、あらためて彭述之問題についての所論を述べた。それは、改組会議の主張とほぼ同様に、彭述之の第三党宣伝、北方局の直隸省委改組反対、暴動での軍事投機の傾向、北京の反省委・市委分子が彼の直接的間接的な影響下にあることなどを指摘し、「彭述之同志は直隸省委の活動から即時解任されるべきである」とするものであった⁽⁶⁸⁾。また、2月1日には、順直省委も「中央宛の書簡」を作成、省委改組を正当化するとともに、ほぼ同様の論点を書き連ね（ただし、ここでは彭述之が「反対派を組織して党内にスパイをつくり、北京の空前の摘発事件を起こした」との主張が付け加えられている）、中央に「以上の確実な事実と黨員大衆の意見にもとづき、特殊な手段で対応するよう求める」と書き送った⁽⁶⁹⁾。

そして蔡和森は、中央の出頭命令には、「順直は改組されてまもない」ことを理由に応じず、代わりに省委書記の王藻文と常務委員の王仲一を上海に派遣、自らの立場を説明させた。彼らは中央と何度も会議を繰り返し、省委第2次改組の正当性については了解を得たが、彭述之の問題では結論を見なかったとされる⁽⁷⁰⁾。

一方、おそらくは上海にあって、蔡和森の書簡（1月28日付）と順直省委の書簡（2月1日付）を党中央から提示された彭述之は、2月14日付と16日付で反論の書面を作成した⁽⁷¹⁾。両者とも、蔡和森・順直省委の非難を、まったくの「誣告」として全面否認するものであったが、とりわけ前者は、蔡和森の前述のような北方局での権力独占を批判するとともに、蔡和森の方こそ「暴動と軍事投機の手管を弄した」とし（「復辟党首楊度」らのメンバーで北方革命委員会を組織し、彼らからの資金調達を図り、北京で「首都暴動による政権奪取」を画策したことなどが挙げられている）、自らに与えられた非難を、蔡和森に対して投げ返している。

さらに、党中央は、2月16日付の「順直省委および全同志への書簡」⁽⁷²⁾にあって、順直省委第2次改組会議が採択した職工・農民・党内・組織の4決議には、重大な錯誤があること、そこでの「不良な傾向の主なもの」として「1. 組織面で民主集中制に反対していること、2. 機械的に知識分子に反対していること、3. 労働運動に全般的な計画と見通しがなく、党の全般的方針（武装暴動とソヴィエト政権樹立）と連携していないこと、4. 農

民問題に正しい戦術と見通しが無いこと」を指摘し、さらに「5. 過去の党およびコミンテルンの政策についても、はっきりとした理解がないこと」が指摘された⁽⁷³⁾。

なかでも、「1. 組織面で民主集中制に反対していること」(=蔡和森の〈大衆的党内民主主義論〉)については重点的な批判が浴びせられている。順直が、「活動にあたっている同志と多数の大衆が党の政策と方法に反対なとき、大衆の意見を取り入れ、これらを改めねばならない」「党員大衆が指導者あるいは指導機関に不満なとき、ただちにこれを更迭あるいは改組すべきだ」などとしたことは、「民主集中制の放棄」であり、「諸君は、ある党部が中央の決議案を議論している最中で、受諾を決議していないときには、いかなる中央の決議も実行できないと考えているようである」。「これでは中央は新たな指導同志を某党部に派遣して彼らを助けることはできない。中央がありながら、そのすべての決議が下級党部により否決され執行されないとすれば、この中央は、何をすればよいのだ？ 党内の民主化はもとより非常に必要であるが、…そのことで党の集中制を軽視することはできないのだ」⁽⁷⁴⁾。

彼の党の範囲にわたる日和見主義批判についても、「第5回大会前後の多くの事実は、和森同志の不正確な叙述と記憶に基づいている」と⁽⁷⁵⁾反論された。さらに、党中央が彭述之の反論を許したことにおいても、蔡和森の〈大衆的党内民主主義論〉を否定した点においても、中央は蔡和森の主張をほとんど全面的に批判した。2月中旬、蔡和森は天津を離れ、上海に戻った。

ただし、この中央による事実上の蔡和森批判は、ただちに彼の党内での立場を動揺させることはなかった。彼は中共第6回全国大会の代表に選ばれているし、モスクワに向かう途次、4月中旬から5月初めまで天津に滞在、劉少奇（2月末に同地に派遣）と順直省委の諸問題（後述する「経済問題」など）について話し合っているが、蔡和森自身の証言による限り、上海の中央からも、劉少奇からも、批判を受けた形跡はない⁽⁷⁶⁾。

Ⅲ 陳潭秋・劉少奇の順直省委指導と蔡和森批判 ——「順直問題」の第3幕——

それでは蔡和森の去った後、順直党はどのような活動を展開したのであろうか。この点で注目になるのは、奉天軍に対する国民革命軍の第2次北伐が始まっていた1928年4月11日、順直省委が発した「通告第15号」である。この「通告」は、「全中国の労働者、農民の革命は絶え間なく前進し、猛烈に統治階級に向かって進攻しており、いくつかの省の総暴動による政権奪取の情勢が訪れている」、とした上で、下部組織に対し「今回の戦争

の中でなすべき活動」を列挙した。軍・民団の前線出動に乗じ、「労農経済闘争を發動し、できうる限り大衆暴動や騒動を發動する」こと、奉天軍敗北の際は、敗兵から武器弾薬を奪取し、「労農大衆の武装遊撃」により豪紳統治階級を攻撃すること、大衆自らが「豪紳地主・貪官汚吏・工賊・農賊および憎むべき工頭・監工・局長・資本家らを殺害し、その財産を没収する」こと、農村で「遊撃戦争を展開して、割拠してのソヴィエト政府の組織、土地没収の宣言へとすすむ」こと、などである⁽⁷⁷⁾。

蔡和森によれば、この「通告第15号」は省委の指導にあたっていた劉少奇が提起したものであったが、省委の中の数名は賛成せず、下級の同志も「不適当な政策と見て以前にもまして消極的になった」⁽⁷⁸⁾。しかも奉天軍の敗退が予想よりも早かったこと、何よりも順直各地の党組織が弱体化していたため、実現は全く不可能であった。奉天軍が撤退をはじめたとき、省委の現状は「主体的な力量が不足しており、準備も不十分であったため、〔闘争の〕チャンスは素通りしてしまった」と報告されるような状況にあったのである⁽⁷⁹⁾。しかも、国民革命軍が北京を占領（6月8日）し、国民政府がほぼ中国全土の統一を達成したことは、順直一帯の共産党員に大きな衝撃を与えることになった。「北伐は成功した、もはや革命の任務なんてない」などと多くの党員が考え、国民党へ鞍替えするものも多く出たとも言われる⁽⁸⁰⁾。

こうした状況下に1928年7月、順直省委が作成したのが、中央宛の「党務についての報告」である⁽⁸¹⁾。

- (1) 省委は改組以来、一貫した政治路線がなく、労農運動にも的確な計画がなく、常務委員の同志達は政策の執行の上でしばしば意見を異にし、下級党部に対して集団的な指導ができていないし、活動の上で密接な関係を打ち立てるにはほど遠い。
- (2) 省委および各級党部の大半は、責任者の同志個人の活動しかなく、組織としての工作を発揮しこれを表すこともできていない。往々にして市・県の委員が区委の代行をし、区委が支部を代行、支部に至っては、まったく役割を果たしていない。……
- (3) 同志の間での極端な民主化傾向は非常にひどく、下級機関の決議や同志の意見に上級機関はほとんど服従して実行せねばならない。上級機関が採択せねば〔下級は〕不満を抱くか罵倒するかである。紀律は非常に緩んでおり、省委の決議案は個人的に改変されたり、執行されなかつたりしている。……
- (4) 省委改組の時、同志の失業問題をうまく解決できなかったことと、在職中の支部活動同志への手当支給が問題化した結果、現在では経済問題が解決しようもなくなっている。一般の同志の多くは、党を金山か銀山のように見なし、〔党を〕雇用

の場と考える雰囲気は満ち、金をもらわねば活動しなかったり、ひどい場合には反動化しようとしている。……

このほかにも同報告は、「経済的な困難と経費分配の不適切および技術的な不手際」から、外県の組織とは1カ月2カ月にもわたる連絡途絶状態が発生し、「とりわけ保南〔石家荘とその近県〕の同志たちは省委に大きな不満を持っている」、などの状況を述べている。順直省委は、そこで省委拡大会議を招集して「順直党の政治路線と活動戦術」を規定し直し、すべての党員の再登録と訓練強化を行い、専従活動家を最低限まで減らし（「残りは全て工場に送り深く大衆の中に入らせる」）、「党の指導を厳格に集権化し……少数が多数に服従し下級が上級に服従する規律を絶対的に執行させ、改組以来の極端な民主化の傾向を矯正しなければならない」との方針を示すとともに、同時に「中央の現実的な指導と支援」「有力な同志の派遣」を要望したのである。

この「党務についての報告」を受けてのことと思われるが、党中央は、劉少奇（党中央審査委員会委員）と陳潭秋（江蘇省委組織部長）、および韓連会（津浦線労働者）に「順直問題処理」のための「特派員機構」をつくらせた。実際には、劉少奇と陳潭秋は要望書が書かれた時点以前から順直党の指導にあっていた（劉は2月下旬に、陳は遅くとも6月までに到着⁽⁸²⁾）から、報告書の内容は彼ら二人の見解であったと思われる。彼ら二人の主張は、「経済問題」を引き起こし、省委の統制に服さない下部組織や一般党員の行動を「極端な民主化」と指弾し、民主集中制の組織原理のもとに、順直党を立て直そうとするものであった。

なお、この「経済問題」とは、当時順直党の組織の中に、失業した労働者党員が、逮捕者への救援対策費と同様の生活費支給（あるいは専従としての「雇用」）をもとめることで生まれた紛糾を指している⁽⁸³⁾。しかし、1928年5月初めの時点では、劉少奇は、「一部の労働者には傲慢になったり、まま経済問題で騒ぎを起こす欠点があるとしても、彼らは確かな大衆の指導者であり、活動を起こせばこうした小さな欠点はたいした問題にはならない」という立場をとり、必ずしもこの問題を重視してはいなかった⁽⁸⁴⁾。

また、ここで述べられているような「上級機関は〔下級に〕ほとんど服従して実行せねばならない」という「極端な民主化」の現状の指摘は、前述した蔡和森の、下部組織や党員大衆の異議申し立て権を重視した〈大衆の党内民主主義〉の主張を批判し、そこに組織混乱の原因を求めるものと考えられるが、しかし、蔡和森の主張がただちにこのような混乱をもたらしたかについては検証が必要であろう。なぜなら、当時の順直省委の下部組織は苛酷な弾圧下に置かれ（1928年4月上旬には、北京市委の書記ら二十数名が逮捕されて

組織が機能停止に陥り、6月2日には、唐山市委の委員2名・党員4名を含む30名近くが逮捕されて唐山の組織は9月まで省委との連絡を絶った⁽⁸⁵⁾、「党務についての報告」も述べるように、「経済的な困難と経費分配の不適切および技術的な不手際」のせいで、外県の組織とは長期にわたる連絡途絶状態が発生していたからである。しかも、前述のように、劉少奇が作成した暴動準備と実行を指令する4月11日付「通告」は、その非現実的な強硬方針ゆえに、省委の一部や下部組織の反発を招いていたのである。

ならば、劉少奇や陳潭秋が中央に訴えた、下部組織が上級組織の指令に従わない「極端な民主化」の事態とは、暴動の強行を指令される一方で経費も満足に支給されず、弾圧にさらされる中で連絡網を断ち切られた市委や県委、特別支部の、選ばざるを得なかった独自行動、省委への抵抗とも見ることができる。よしんば、「極端な民主化」の事態が、劉少奇や陳潭秋が述べるような形で存在していたとしても、すでに党中央はこれを「民主集中制」の原理にもとづいて打開するよう指令を出しており、これにもとづいて下級組織を指導することは、蔡和森の後を襲って順直の指導に任じた、彼ら二人の責任であった。こうして劉少奇らは、組織混乱の責任の追究から逃れるために、順直省委の改組を急いだ⁽⁸⁶⁾。そして彼らがその責めを転嫁したのが、蔡和森であったのである。皮肉なことに蔡和森は、前任者を叩くことで組織の再建を目指すという、自らがとったのと同じ方法で、彼らの指弾を浴びることになる。

劉少奇らが天津で省委拡大会議を開催し、順直省委第3次改組を実行したのは、7月22日から23日にかけてのことである。この会議には、天津、北京、唐山、玉田、遵化、樂亭、張家口、正定、晋県、石家莊、劉平、猷県の代表15名と鉄路総工会省委・中央巡視員7名、傍聴者4名が参加したとされ、新省委委員11名と同候補委員3名を選出、韓連会が書記、韓と傅茂公（彭真）・張昆弟・張兆豊・張金言・王徳振が常務委員となった⁽⁸⁷⁾。そしてこの会議の「党務問題決議案」は、以前の党内状況を「極端な民主化の傾向が濃厚であり、党の集中制と指導機関の権威が破壊され、ブルジョア的な個人の自由にまでいたっている」とし、これを強く批判した⁽⁸⁸⁾。さらに、「政治紀律決議案」は、以前の省委が「各地の工作をおろそかにし、経費分配も当を得ず、その職責を放棄して政治路線を動揺させた」として、省委自体を組織として「改組処分」としたことを述べ、保南各県が「別の省委を立てようとした」件で2名の党員を「留党観察」とするなどの処分を行い、さらに蔡和森をきびしく糾弾した⁽⁸⁹⁾。

七、蔡和森同志は前回中央を代表して順直を巡視したさい、工作と改組会議の招集・運営の面で多くの誤りを犯した。例えば、組織面での極端な民主化、党の集権制の破

壊、同志の機会主義との奮闘を個人攻撃へと導いたこと、政治路線の確定をおろそかにしたこと、一般の同志の誤った傾向の是正を怠ったばかりか、これを助長したこと（たとえば、京東活動同志会は農民50人で代表1人、労働者100人で代表1人とするよう議決したが、和森同志もこれを正さず決議を成立させたことなどである）。和森同志が中央代表の名義を以てした指導の誤りのため、順直の党には極めて悪い結果が生まれ、順直党の活動をひどく妨害した。拡大会議は、和森同志の誤りは、政治紀律にもとづいて処分されるべきだと考え、特に中央に提案するものである。

しかし、ここで具体的な問題としてあげられている「京東活動同志会」問題への論難は、不当なものを含んでいた。「京東活動同志会」の決議は玉田県委などが独自に行い、これを直隸省委に送付したものであって、蔡和森が「決議を成立させた」とは言えない。「同志会」が、来るべき全省代表大会での農民の選出比率を労働者の倍にするよう求めたことに対しても、当時の省委は反対を表明しているからである。また、前述のように、「組織面での極端な民主化、党の集権制の破壊」などがあったとしても、その是正は蔡和森離任後であって劉少奇らの指導下にめざされねばならなかったはずであるし、党組織の混乱の原因は、当局の弾圧や劉少奇が「経済問題」を軽視したこと、また強行的な暴動方針にもあった。劉少奇らは、自らの責任問題を回避しつつ、旧省委と蔡和森を弾劾したのである。

もちろん、こうしたことから、蔡和森が順直党の組織的混乱の責めを負わされる、スケープゴートとなったと評価してしまえば、事実の一半を指摘するにとどまるであろう。かつて彭述之に対する彼の論難が、いたずらに組織を混乱させたことを否定できないし、その〈大衆的党内民主主義論〉提起の根拠として示された党内の日和見主義問題も、誇張や事実誤認を含むものであったからである。2月の時点では、中央に文書で批判されたものの、「処分」を受けなかった彼は、ここに順直党のその後の一層の組織的混乱、弱体化の責めを負わされ、劉少奇らの中央に対する処分要求に直面することになったのである。

なお、「政治紀律決議案」のこの部分は、そのままの文面で9月付の順直省委拡大会議の書簡⁽⁹⁰⁾として中央に送られているから、順直省委の糾弾を党中央が知ったのは、1928年9月のことになる。

この間、モスクワの郊外で開催されていた第6回全国代表大会（1928年6月18日-7月11日）で、蔡和森は瞿秋白の政治報告を先頭をきって批判、中共党が革命情勢の判断を変更（「高潮期」から「高潮期と低調の間」へ）することに寄与する発言を行い、中央委員に選出された。さらに同じくモスクワで開かれた6期中央委員会第1回全体会議（7月19日）、政治局第1回会議（7月20日）をへて、政治局常務委員兼宣伝部長に選出され、

第1グループとして新書記向忠發、李立三らとともにおそらくは8月中に帰国した（周恩来らは第2グループとして帰国）⁽⁹¹⁾。そのとき、前述のように、「権力は宣伝部長蔡和森の手に握られていた」。

しかし、9月初めから活動を本格化した政治局常務委員会⁽⁹²⁾の場で議題にのぼったのが、劉少奇・陳潭秋らが主導した順直省委拡大会議の蔡和森処分要求であった。彼が、中共党の実質的な党指導者たりえたのは、わずかな期間であった。9月15日、蔡和森は、政治局における自らの北方工作について長時間の「口頭報告」を行ったが、彼は自らの最も根本的な誤りは「プチブル急進主義」に由来する「極端な民主化」にあると認め、以下のような発言で自己批判を終えた。「すべての責任は私が負わねばならないし、私の誤りを公表すべきである。私の指導工作は確かに不十分であり、能力も経験も不足していた。……私は自分から私の中央政治局での資格を剥奪するよう求める」⁽⁹³⁾。

10月4日、中央政治局は順直問題を討議して、蔡和森らを処分する意見を採択⁽⁹⁴⁾、11月20日、正式に彼を政治局委員、同常務委員会委員から解任した⁽⁹⁵⁾。彼の後任が、李立三であった。

おわりに

——「順直問題」のエピローグと蔡和森の「党内民主」理解の射程

このように見てくれば、従来の中国の伝記や辞典類に見られる、蔡和森は、「党内の誤った指導者の打撃を受けた」、「当時の中央の『左』傾指導者によりすべての職務を解任された」といった見解には、無理があると言わざるを得ない。ここで「誤った指導者」「『左』傾」指導者と言われているのは、李立三のことを指しているが、李立三は蔡和森が解任された後、政治局の常務委員になったのであって、当時の常務委員は、向忠發・周恩来・蘇兆徴・項英・蔡和森の5名、実際にはソ連で病床にあった蘇兆徴と当事者の蔡和森を除く向・周・項の3名が、陳潭秋と劉少奇の指導する順直省委の告発にもとづき、蔡和森処分の正式決定を行ったはずである。

さらに蔡和森に対する処分は、政治局委員の解任を（選出母体である中央委員会ではなく）政治局自体が行ったという点では手続き的な瑕疵があり、劉少奇らが自らの責任転嫁のために、彼の「罪状」を強調したという側面があったにせよ、たとえば蔡和森が「個人的な感情」による「個人〔彭述之〕攻撃」を行ったことで組織の混乱を助長したことは事実であった。そして、その彼が中共中央の考える「民主集中制」の枠を超えた、新たな性質を持つ〈大衆的党内民主主義論〉を提起したことが、処分の遠因となったことも確かだ

ある。

ここに想起されるべきは、1927年の八・七会議で提起された党内民主主義〔党的民権主義〕の強調、たとえば、「活動の中で党の民主主義を実現し、党の政策を党員大衆の中で討議させ、下級党部で討議させなければならない」といった主張（「全党党員に告げる書⁽⁹⁶⁾」）の表明ののち、中国共産党内部で「順直問題」を含め、従来にもまして多くの党内論争を生み、武装暴動路線への転換と数々の蜂起の模索と失敗という状況にあって、多くの紛糾（中央と地方組織の間で、あるいは地方組織内部、地方組織の間で）が惹起されていたことである。こうした紛糾に対し、順直における蔡和森は、党内民主主義を徹底させることで克服を目指したのであるが、1928年7月、第6回全国代表大会は、これとは反対の道を選んだ。「下級党部は上級党部の決議を必ず承認し、党の規律を厳守せねばならない」とし、各レベルの党組織の自己補充権（下級からの選挙によらない）、上級機関の下級機関に対する任命権、そして除名権までも認める「中国共産党党章」を採択したのである⁽⁹⁷⁾。蔡和森への劉少奇らの糾弾が行われたのは、こうした中央集権に傾斜した組織原理が党の全国大会で採択されてのちのことであった。ここに蔡和森は、自己批判をせざるを得なかった。順直省委の混乱は蔡和森を糾弾した省委第3次改組によっても解消されず、それがエピローグを迎えるためには、さらに中央が周恩来を派遣することが必要であった⁽⁹⁸⁾が、蔡和森の「失脚」は、スターリン主義が浸透しつつあった党中央にあって、彼の〈大衆の党内民主主義論〉の構想が、敗北したことを意味していた。

だが、もう一度確認すれば、「極端な民主化」と指弾された蔡和森の〈大衆の党内民主主義論〉とは、下部組織や党員大衆、少数派の発言権を最大限に認め、開かれた党内論争を活発に行うことで意志の集約を図り、下からの組織活性化を目指すものであった。それは当時において実現の条件を欠き、しかも蔡和森の個人的な要素を動因とし、党中央を動かすものたり得なかったがゆえに、全き失敗に終わったが、彼の主張自体を、20世紀全体まで（あるいは今日まで）考察の射程を広げた上で見れば、一人の共産党理論家の敗北した試みとしてのみ評価することはできないであろう。なぜなら、それは今日にいたるまで中国の社会システムを政治的に規定している中国共産党の基本的組織原理——中央集権に傾斜した「民主集中制」に対する、共産党中央幹部からの管見のかぎりほとんど唯一の、自省と変革の、ラディカルな試みであったからである。近年、人民共和国の政権党たる中国共産党は、「党内民主」の発揮を重要目標にかかげ、地方組織における党大会代表常任制や郷鎮幹部の「公推直選制」⁽⁹⁹⁾の導入を試行している。しかし、こうした試みが、同じく「下から」というベクトルを持つとはいえ、それは、党内論争を回避する前提のもとに行われている点で、また「下まで」という限界がある点で、蔡和森の議論とは本質的

に異なる。ならば彼の議論とは、それが蹉跌したがゆえにこそ、今日にいたるまでの中国共産党の「民主集中制」への批判的視座をわれわれに提示している、とは言えないであろうか。

こうした観点から、中国共産党の「党内民主」をめぐる議論をあらためて検討し直すこと、その正と負の側面を含めて摘出することは、20世紀の「歴史」と21世紀の「現在」の通観を任務とする現代史研究の一つのテーマたりうるであろう。その全的な解明は、今後の課題としたい。

表1 順直省委組織構成（1928年1-12月）

| 1927年9月頃 | 1927年12月 | 1928年12月 |
|--------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| 北京約 1300 | | 北京 150 ⁽⁺⁾ (工23、知100、農30) |
| 天津 200 | (甲) 天津 166 | 支部 22(工7、農3、知12) |
| | 一区 58(工100%) | 天津 60(工14、他不詳) 支部5 |
| | 二区 58(学25工75%) | |
| | 三区 60(学10知10店20 活動同志20 工40%) | |
| * 京漢路 县委 5 20特支 70-80 | (乙) 京漢路 582 | |
| | 石家莊 90(工40農民40%) | |
| | 正定 140(農50学・知40%) | 正定 266(農民80知20%) |
| | 饒陽 30(農60知40%) | |
| | 蠡県 41(農50知50%) | |
| | 晋県 40(農70知20%) | |
| | 隆平 97(農60知20他20%) | |
| | 磁県 (?) | |
| | 大名 (?) | |
| | 保定 11(学100%) | 保定十数人 |
| | 邢台 16(農50知50%) | |
| | 安平 1 | |
| | 深沢 20 | |
| | 藁城 5 | |
| | 唐県 (?) | |
| | 任邱 4 | |
| | 安新 (?) | |
| | 完県 4 | 完県 (?) |
| | 滿城 7 | |
| | 井陘 (?) | 井陘 15(南鉞5、北鉞10 ⁽⁺⁾) |
| | 元氏 15(知60農20%) | |
| | 容城 8(知75農25%) | |
| | 贊皇 (?) | |
| | 阜平 (?) | |
| | 高邑 11(農8知3) | |
| | 柏郷 30 | |

| | | |
|--------------------------|--|-------------------------------|
| 唐山 200 玉田 70-80 | 文安 (?) (丙) 京奉路 152 唐山 120 玉田 20 楽亭 (?) 灤県 9 安次 3 | 唐山 72(工18,実40) 支部6 |
| * 津浦路 地方委4 200(国民党混在) | (丁) 津浦路 128 献県 80 慶雲 40 滄県 4 泊鎮 2 寧津 2 | * 津浦路 3県 12 |
| 張家口70-80 綏遠 70-80 | | 張家口 30 ⁽⁻⁾ (工26他農) |
| * その他の特支 20-40 | | |
| 合計 2600-700名 | 合計 1028名 | 合計 約620名 |

〔出典〕 彭述之「關於順直省委組織的談話」(1928年1月5日)、順直省委「關於組織問題的報告」(1927年12月12日)、「順直省組織狀況一覽表」(1928年12月)『河北文件』2、79-85、63-68、728-735頁。

註

- (1) 竹内実編『中国近現代論争年表』上、同朋舎出版、1992年、57-72頁。
- (2) 江田憲治「中国共産党の党内民主主義—1920年代の党内論争を中心に」『史林』77巻6号、1994年11月、同「1920年代の民主主義—国民党と共産党を中心に」狭間直樹編『1920年代の中国』汲古書院、1995年、を参照。
- (3) 『蔡和森文集』上・下、湖南人民出版社、1979年、『蔡和森文集』人民出版社、1980年、『蔡和森的十二篇文章』人民出版社、1980年、鄭惠主編『中国共産党通志』中央文献出版社、1997年、3147頁。
- (4) 蔡和森「中国革命的性質及其前途」『ボリシエヴィキ』2巻1期、1928年11月1日。
- (5) 長堀祐造他訳『初期中国共産党群像——トロツキスト鄭超麟回憶録』1、平凡社東洋文庫、2003年、138頁。
- (6) 中共中央組織部・中央党史研究室・中央檔案館『中国共産党組織史資料』(以下、『中共組織史』と略称)2、中共党史出版社、2000年、47頁。
- (7) 「蔡和森年譜」羅紹志等『蔡和森伝』湖南人民出版社、1980年、189頁、廖蓋隆主編『中国共産党歴史大辞典』中央党校出版社、2001年、503頁、中共党史人物研究会編『中共党史人物伝』6、陝西人民出版社、1982年、42頁。なお、ここでは、「ソ連共産党内の反ブハーリン闘争が波及した」ために、蔡和森が「誤った打撃」を受けたとされているが、ブハーリン批判の顕在化は1929年のことである。
- (8) 『中共中央文件選集』(以下、『中央文件』と略称)5、中共中央党校出版社、1990年、160-161頁。
- (9) 「中国共産党第二次修正章程」(1925年1月)『中央文件』1、384頁。

- (10) 『中共組織史』1、95、197、248、266、587頁、『中央文件』1、497頁、同2、502-503頁、中国共産党歴史資料叢書『中共中央北方局』北方区委時期卷、中共党史出版社、2000年（以下、『北方局』（北方区）と略称し、同書の土地革命戦争時期卷（上冊）については、『北方局』（土地革命）と略称する）、8頁。
- (11) 『中央文件』3、88頁。
- (12) 順直臨時省委「關於組織糾紛問題的報告」（1927年6月27日）中央檔案館・河北省檔案館編『河北革命歴史文件彙集』（甲）2、1991年（以下『河北文件』2、と略称）、35頁。ここには「喬年在上海、派人回京、要京地代理区」とある。ただし、同じ臨時省委の6月26日付報告には「高兄在滬派人到京、要津委代替北方区工作」とあって、これによれば、「高兄」（陳喬年）が北方区の職権代行をもとめたのは天津地区委である（順直臨時省委「關於党務工作的報告」『河北文件』2、12頁）。従来の研究には、この記載にもとづいて天津地区委の北方区代行を述べるものがある（「概述」『北方局』（北方区）、9頁、『中共組織史』1、104頁）。しかし、人を北京に派遣して天津地区委に職権代行を求めるのは不合理であるし、6月27日付報告には、「大会閉幕後、為人返京、……当時、京地代理区委開會討論」（『河北文件』2、29頁）とあって、陳為人が北京に到着した5月下旬以前から、北京地委が旧北方区の代行機関（代理区）となっていたことは明らかである。
- (13) 『中共組織史』1、98-99頁。
- (14) 『中共組織史』4、1787頁。
- (15) 順直臨時省委前掲「關於党務工作的報告」『河北文件』2、12頁、同「關於組織糾紛問題的報告」『河北文件』2、29-30頁。なお、『中共組織史』4によれば、中央常務委は、6月9日に彭述之の着任以前の劉伯庄の書記代理を決めている（1787頁）。この決定が、順直臨時省委組織における陳為人の判断を追認したものか、あるいは逆に陳が中央の指示にしたがったものかについては、当時の文書の中に確定的な記載がない。
- (16) 順直臨時省委前掲「關於組織糾紛問題的報告」『河北文件』2、31-32頁。
- (17) 同前、33頁。
- (18) 同前、34-38頁。
- (19) 同前、38頁。
- (20) 中共河北省委組織部他編『中国共産党河北省組織史資料』河北人民出版社、1990年（以下、『河北組織史』と略称）、7、96頁、『中共組織史』4、1787頁。常務委員の氏名について、この二つの官製資料集は記載していないが、彭述之の証言（「關於順直省委組織的談話」（1928年1月5日）『河北文件』2、81頁）から確定することができる。
- (21) 『中共組織史』4、1788頁。
- (22) 「中共中央給山東省委山西滿洲臨委的信」『北方局』（土地革命）、35頁、『中共組織史資料』2、191-192頁、同4、1787頁。
- (23) 瞿は1927年3月、彼を中国における「メンシェヴィキ」と糾弾する『中国革命之爭論問題』を執筆、4月の中共第5回全国代表大会ではこれを小冊子にして代表たちに配布している（江田憲治「瞿秋白と国民革命」狭間直樹編『中国国民革命の研究』京都大学人文科学研究所、1992年、参照）。
- (24) 鄭超麟前掲『初期中国共産党群像』1、300-305頁。両者は、中共党女性幹部の向警予をめぐって所謂「三角關係」にあった。
- (25) 「蔡和森同志生平年表」『蔡和森文集』人民出版社、1980年、847頁。

- (26) 「中共中央北方局通告第一号」(1927年9月14日受領印)『北方局』(土地革命)、36-37頁。
- (27) 『中共組織史』4、1796頁。
- (28) 彭述之「給中央常委的信」(1928年2月14日)『河北文件』2、180頁。
- (29) 同前、181頁。
- (30) 中共中央北方局「關於組織工作等情況的報告」(1927年9月25日)『北方局』(土地革命)、42頁。
- (31) 「綜述」『北方局』(土地革命)、4頁。
- (32) 蔡和森「致中共中央信」(1928年1月28日)『北方局』(土地革命)、73-74頁。
- (33) 『北方局』(土地革命)、44-47頁。
- (34) 『河北組織史』、91、112頁、前掲「綜述」『北方局』(土地革命)、5頁。
- (35) 中共中央北方局「關於玉田暴動失敗教訓的通告」『北方局』(土地革命)、49頁。
- (36) 蔡和森前掲「致中共中央信」『北方局』(土地革命)、76頁、『河北組織史』、91頁。
- (37) 蔡和森前掲「致中共中央信」『北方局』(土地革命)、76頁。
- (38) 彭述之前掲「給中央常委的信」『河北文件』2、171-172頁。
- (39) 『北方局』(土地革命)、56-58頁。これが蔡和森の起草にかかることは、前掲『蔡和森的十二篇文章』への収録から理解される(115-119頁)。
- (40) 「最近組織問題的重要任務決議案」『中央文件』3、472頁。
- (41) 中共中央は、10月22日南方局廃止を決定、長江局と北方局についても11月初(1日?)廃止を決定した。正式な通達は、1927年11月11日付の『政治通訊』第2号で行われた(『中共組織史』2、185-186、191、201頁)。これら3政治分局の廃止には(南方局には、要員不足を理由とする同局側の廃止要請もあったが)、八・七会議の諸決議にもとづく管下省委の改造という任務がほぼ達成され、新体制が臨時政治局擴大会議によって確立された、との判断があったものと想定できる。
- (42) 「北方工作決議案」『蔡和森的十二篇文章』、111-114頁、『北方局』(土地革命)、52-55頁。
- (43) 「為述之、和森事向中央的報告」(1927年12月23日受領印)『河北文件』2、75-78頁。
- (44) 「關於順直問題的口頭報告」(1928年9月15日)『蔡和森的十二篇文章』、153頁。以下、同報告は、蔡和森「口頭報告」と略称、書名を省略。なお蔡和森は、同年11月26日付で「対順直問題の書面報告」を作成している(同前、160-166頁)が、これについては蔡和森「書面報告」と略称、同じく書名を省略。
- (45) 彭述之「關於順直省組織的談話」『河北文件』2、79-85頁。
- (46) 蔡和森「口頭報告」、155頁。
- (47) 中共中央「致順直省委及蔡和森信」(1927年12月25日)『北方局』(土地革命)、67頁。
- (48) 蔡和森前掲「致中共中央信」『蔡和森的十二篇文章』、120頁、『北方局』(土地革命)、70頁。
- (49) 蔡和森「口頭報告」、153-154頁、同「書面報告」、161頁。
- (50) 謝遠学主編『中国共産党歴史紀実』第3部上、人民出版社、2003年、は、省委改組会議の開催日を1928年1月27日としている(600頁)が、同年1月14日に順直省委の常務委員会が採択した文書が、改組後の活動方式について合意内容をまとめており、受領スタンプに同じ年1月14日の日付がある省委の文書が「省委の今回の改組は、現在完全に終了した」と述べている(「順直省委常委工作应注意之点」「順直省委通告第二号」『河北文件』2、86-89頁)から、1月14日以前の数日の間に省委改組会議が開かれ、常務委員会の選出が済んでいたことは確実である。さらに、後の事例では、省委改組の終了から「通告第1号」の作

成まで8日間を要している（『河北文件』2、342、444頁）ことを考え合わせると、1月14日から1週間前後をさかのぼった時期が、直隸省委第2次改組会議の開催日と推定できる。なお、『中央組織史』や『河北組織史』は順直省委の第2次改組を1928年1月としか記載していない。

- (51) 蔡和森「口頭報告」、154頁。
- (52) 『中央組織史』4、1796-1797頁、『河北組織史』、97頁。各常務委員の前歴のうち、王藻文・張金言・王德振・王宗泉については、蔡和森「書面報告」、161-162頁、傅茂公については『中共組織史』4、1828頁による。また、王仲一が改組前から順直省委の委員であったことは、蔡和森の「口頭報告」が、「当時大衆は旧省委は一人もいらない〔選出すべきではない〕とし、……もともと自分も仲一の残留を主張しなかったが、あとになって残留を決めた」とあることに従う（155頁）。なお、蔡和森「書面報告」が挙げる第2次改組選出の省委委員には、張昆弟の名はなく、代わりに李德貴（天津の紡績労働者）が入っている。
- (53) 前注で述べたように、張昆弟ではなく李德貴が常務委員に選出されたとすれば、新労農分子と旧順直幹部の比率は、4対3ではなく、5対2となる。なお、労働者活動家については、その復帰をもとめる蔡和森と、これに反対する彭述之の対立があったとされる（蔡和森「口頭報告」、155頁）。
- (54) 蔡和森「口頭報告」、156頁。彼の「書面報告」では、改組会議後に改組の中止と彭述之との対面を命じる書簡が来たことになっている（162頁）が、ここでは「口頭報告」に従う。
- (55) 中共中央前掲「致順直省委及蔡和森信」『北方局』（土地革命）、67頁。それは、1月18日以前に、蔡和森の巡視を通して、順直省委が重要な工人区・農民区の下級党部の改造を達成することを蔡和森が助けるよう指令、蔡和森の同日以前の巡視工作の完成と上海行をも命じるものであった。なお、前述のように1月7日前後に第2次省委拡大会議が開かれ、その前日にこの中央書簡が届いたとすると、上海から天津までの文書伝達に約2週間かかったことになるが、1928年1-2月、天津の蔡和森らの糾弾書簡に対し、上海の彭述之が反論を執筆するまでも、やはり約2週間を要している（後述）。文書作成ののち、清書やガリ版作成が行われ、複数のレポによる文書の受け渡しさが求められていたとすれば、こうしたタイム・ラグは必然的であったと考えられる。
- (56) 「口頭報告」、156-157頁。
- (57) 彭述之前掲「給中央常委的信」『河北文件』2、178頁。
- (58) 『北方局』（土地革命）、95-96頁。
- (59) 同前書、123頁。
- (60) 『北方局』（土地革命）、123-124頁。第1の中略部分には、以下の文章が見える。「北方局と市委は、もっぱら段らの件で会議を招集したが、会合参加者がすべて逮捕されたのに、段・劉・熊の3名だけが逮捕されなかった。劉倍均は、事前に会合場所が私服に包囲されていることを知り、自分では行かなかったが、そのことを他人に伝えなかった。事後、段純は天津に来て彭述之の寓居に行ったが、彭は彼に会うやいなや、「ぼくは君が来るのがわかっていた、ぼくはすでに君を直隸省委の秘書にするよう推薦しておいた」と言った。」
- (61) 同前、96、100頁。
- (62) 同前、107頁。
- (63) 『河北文件』2、87頁。
- (64) 『北方局』（土地革命）、104頁。

- (65) 蔡和森「口頭報告」、156-157頁。「経済問題」については、註(83)参照。
- (66) 「京東活動同志会」は、京東地区の玉田・楽亭の両県委員会と、豊潤・遵化の両特別支部が独自に組織したもの。省委は玉田・楽亭県委と豊潤・遵化特支に宛てた書簡で、同志会の中央宛意見書を中央に転送したこと、唐山や北京・天津の党員が省委を「監督する」態度をとっていることを肯定的に述べている。同時に、「京東活動同志会」の、来るべき全省代表大会では「農村区は50名に1名、工業区は100名に1名の割合で代表を選出せよ」との提案に対しては、「いま決めることは難しい」とし、提案どおりでは「党が農民党になってしまう」と説得を試みている（順直省委「答復京東活動同志会的決議与建議的信」（1928年2月受領印）『河北文件』2、239-240頁）。
- (67) 蔡和森「口頭報告」、156頁。
- (68) 蔡和森前掲「致中共中央信」（1928年1月28日）、『蔡和森の十二篇文章』、120-127頁、『北方局』（土地革命）、70-77頁。この書簡は、党内誌『中央政治通訊』30期（1928年7月3日）に掲載された際には、「彭述之問題」についての記述が削除されているが、文書目次に「×××〔彭述之〕同志問題」との題目は残されており、また、2月14日付の彭述之前掲「給中央常委的信」（『河北文件』2、168-186頁）が「和森の書面告発」を引用し、これに反論していることから、その内容を知ることができる。
- (69) 順直省委「致中央信」『河北文件』2、133、137頁。
- (70) 蔡和森「口頭報告」、156頁。
- (71) 彭述之前掲「給中央常委的信」（1928年2月14日）、同「給中央常委的信」（1928年2月16日）、『河北文件』2、168-189頁。
- (72) 中共中央「致順直省委及全体同志信」『北方局』（土地革命）、82-95頁。
- (73) 同前、94頁。
- (74) 同前、92頁。
- (75) 同前、86頁。
- (76) 蔡和森「書面報告」、163-164頁。
- (77) 順直省委「通告——奉国軍閥戦争中順直党的政治任務」『河北文件』2、292-296頁。このほかは、税捐局・団警局襲撃、監獄の開放、工場や鉱山での待遇改善要求・ストライキ、大衆集会による工会組織、鉄路工会の鉄道破壊、鉄路工会・総工会の公然化と鉄道管理、農村における糧食分配、税捐局襲撃、豪紳地主・収税吏の殺害、貪官汚吏や軍官の自宅放火、家族の殺害と財産没収、民団・警察の武装解除、土地文書・借用書の焼却、などである。なお、奉天軍が敗北しなかった場合は「日常的な組織・宣伝と闘争活動を強化する」としているが、農村で武装割拠し、ソヴィエト政府を樹立する方針については、変更がない。なお、『河北文件』所収の文書には「通告」のナンバーがないが、これが第15号であることは、蔡和森「書面報告」（164頁）の記載による。
- (78) 蔡和森「書面報告」、164頁。
- (79) 順直省委「關於目前工作情况向中央的報告」（1928年6月23日）『河北文件』2、316頁。
- (80) 『河北組織史』、92-93頁。
- (81) 中共順直省委「關於党務工作報告」『北方局』（土地革命）、155-158頁。
- (82) 劉については、蔡和森「書面報告」、164頁。また陳は、6月16日付で「關於工作情况的報告」を作成している（『河北文件』2、307頁）。
- (83) この「経済問題」は、蔡和森の巡視員在任中から起こっていた。順直省委第2次改組会議

の際、蔡和森は2500元の特別費を上海から持ち帰ったが、うち1110元は山西省委にまわさねばならず、さらに各組織に救援対策費を分配したところ、改組会議の後には、「数百元」しか残らなかった。それも天津総工会の改組に費やされ、第2次改組後、わずか1週間で、蔡和森がもたらした全ての経費は消滅してしまった。のちに中央は「経済は自ら解決せよ」との通知を出したが、順直省委の王仲一、王藻文は大いに不満で、「中央は順直をいらぬ」といふのか」と息巻いたといわれる。こうした経費不足のため、救援費を支給された逮捕者家族と同様の支給（あるいは専従としての「雇用」）を求めながら、その要求を認められなかった失業労働者党員の不満は大きかった。順直省委の1928年2月付の受領印がある文書は、「我々の党では、“雇用労働”とか、金をもらえれば働き、もらえねば働かないことは許されない。すべての同志が人の例を引いて生活費を要求することはもっと許されない」と述べ、蔡和森も失業者に対し「党は救済機関ではない」と説得する方針をとった（順直省委「關於幾個錯誤觀念的糾正」（『河北文件』2、236-237頁、蔡和森「口頭報告」、156-157頁）が、その後の黨員・活動家の失業者増大は、一層この問題の解決を困難にしたようである。ただ、蔡和森は「口頭報告」で「極端な民主化の精神の誤り」の書簡を出し、方針の実行の中で、「救済と工作を混同させてしまった」とも述べているので、一部失業者への支給を行ったとも考えられる。

なお、1927年8月12日付の順直省委の中央宛て請訓によれば、1カ月当たりの予算は約3500元、専従活動家の給料は25-30元であり、失業した労働者党員が専従としての「雇用」を求めるだけの額ではあった（順直省委「毎月経費預算的請示」（『河北文件』2、58-62頁）。

- (84) 蔡和森「書面報告」、164頁。
- (85) 『中共組織史』4、1818頁、陳潭秋「關於工作情況的報告」（1928年6月16日）『河北文件』2、308-309頁。北京の逮捕者のうち13名は5月17日に処刑された。
- (86) 蔡和森は、5月4日に天津で劉少奇と会談した際、彼が省委の改組即時実行を主張したと述べ、そこには「保南の同志たちが省委の合法性に反対していることについての責任を逃れ、事態をやりすごそうとする意図があった」と述べている。蔡和森は改組は中共第6回全国大会後、との意見であり、上海帰着後（彼はウランバートル経由でモスクワに向かう途中に天津に滞在したが、交通途絶のためいったん上海にもどった）、省委の即時改組の要求を中央に伝えたが、「中央も第6回大会を待って改組すべきであるとの考えだった」（蔡和森「書面報告」、164頁）。
- (87) 『河北組織史』、93、97頁、順直省委「通告第一号」（1928年8月1日）『河北文件』2、444-445頁。代表を送った組織については、『河北組織史』と『河北文件』とで異同があるが、ここでは後者に従った。また、『河北文件』の「通告第一号」は常務委員を7名としているが（「環境のため」委員の名は記載しない、としている）、残りの1名が誰かは不詳。なお、同会議では「政治報告」「順直経済政治状況」が報告されたほか、「順直目前政治任務決議案」「党務問題決議案」「職工運動決議案」「農民運動決議案」「士兵運動決議案」「政治紀律決議案」が採択されている（『河北文件』2、342-427頁）。
- (88) 『河北文件』2、362頁。
- (89) 「順直省委擴大會議文件・政治紀律決議案」（1928年7月22-23日）『河北文件』2、424-426頁。
- (90) 順直省委擴大會議「關於蔡和森所犯錯誤應予処分向中央的建議」『河北文件』2、507-508頁。
- (91) 謝遠学前掲『中国共産党歴史紀実』第3部上、543-546、584-587頁。

- (92) 中共中央党史研究室『中国共産党歴史』第1巻上、中共中央党史出版社、2002年、339頁。
- (93) 蔡和森「口頭報告」、158-169頁。
- (94) 中共中央党史研究室一室『《中国共産党歴史（上巻）》注釈集』中共党史出版社、1991年、171頁。
- (95) このあと、党中央の事務局が作成した「口頭報告」筆記記録の校訂が蔡和森にもとめられたが、11月26日、蔡和森は別個に「書面報告」を書いた。これは口頭報告といくつかの事実関係で食い違いを見せている（たとえば、前述の順直省委第2次改組の「延期命令」は、改組の実施後に到着したことになる）。また北方局時期の「盲動主義」は短期のものであり、順直省委第2次改組の「極端な民主化の傾向」も堅持したり継続させた訳ではない、と二つの点で弁明を行い、前述のように劉少奇の順直指導の問題点も指摘しているが、「〔1928年1月の〕改組会議の極端な民主化の誤りは和森が完全に責任を負わねばならないし、いかなる処罰も受ける」とも述べている（蔡和森「書面報告」、162、165-166頁）。なお、彼が排除をめざした彭述之は、順直省委第2次改組で省委委員のポストを失い、中共第6回全国大会では中央委員からはずされているが、蔡和森のような正式な処分は受けていない。
- (96) 『中央文件』3、290頁。
- (97) 江田憲治前掲「中国共産党の党内民主主義」。
- (98) 省委第3次改組は、下部組織からは民主的な手続きを踏まないものと反対され、1928年10月には、新省委に反対する京東地区の遵化・玉田など4県の党組織は「護党請願団」を組織して党中央に新省委不承認を訴える挙に出た。党中央は、12月、周恩来を派遣して、4度目の改組を行わせ、ようやく事態を收拾することができたのである（『河北組織史』、93頁）。周恩来が、それまで誰もできなかった「順直問題」の解決をなしえたのは、彼がそれまで派遣された党中央の人間の中で最高位であったこと（政治局常委・中央組織部長）、まず下部組織の意見を聴取してから省委の改組に着手したこと、前任者を徹底的に叩くという方法をとらなかったこと、などの理由が考えられるが、それ以外にも、党組織自体がいっそ弱体化していたことも挙げられる（表1参照）。
- (99) 王長江主編『党内民主制度創新』中央編訳出版社、2007年、蕭培生「試行党的代表大会常任制積極推進党内民主制度建設」『学習時報』2007年11月12日。